

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

健康福祉局健康部動物愛護センター

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の健康福祉局健康部動物愛護センターで処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 4年 9月13日（実査日）までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者

からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システム（以下「システム」という。）に入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、1日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、令和4年8月以降、補助簿に記載された金券類等の払出し状況を1日ごとに取りまとめてシステムに入力することなく、最長で金券類等の払出し後20日間にわたりシステムへの入力を行っていないかった。

名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。

(2) 毒物及び劇物の適正な管理について（財産管理事務）

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び厚生労働省からの通知等により盗難、紛失防止のために必要な措置を講じることが義務付けられている。また、これまでの監査において毒劇物の不適正な取扱いについて再三にわたり指摘されていることを受け、健康福祉局は「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」

（30健環第677号）を通知し、毒劇物を取り扱う施設において毒物劇物危害防止規定を定めること、盗難・紛失防止措置として、頑丈な保管庫に、その他のものと区別して保管、施錠すること、保管庫の鍵の管理者を選任し、鍵の管理簿を備えること、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を備え、日常的に使用量及び残量を確認することなどを指導している。

毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 保管庫の鍵の管理について

保管庫の定期的な点検のため保管庫の鍵を使用したものの、鍵の管理簿への記録がされていない事例が散見された。

イ 在庫管理について

令和 4年 9月 6日に行った保管庫の定期的な点検において、管理簿の在庫量と現物の在庫量とが一致しているとしていたにもかかわらず、実査日（令和 4年 9月13日）時点において、劇物であるホルマリン及びキシレンについて、管理簿の在庫量と現物の在庫量との間に差が生じていた。

この点について動物愛護センターに確認したところ、令和 4年 8月にホルマリン及びキシレンを使用した際の管理簿への記録漏れによるとのことであったが、このことにより令和 4年 9月 6日の点検が適正に行われていなかったこととなる。

管理簿により毒劇物の受払いを適正に管理していない場合、毒劇物の盗難や紛失が発生しても認識できず重大な事故につながる危険性があることを十分認識し、毒物劇物危害防止規定等に基づき、毒劇物の管理を適正に行われたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 4年 7月28日（実査日）までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

緑政土木局名東土木事務所

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の緑政土木局名東土木事務所で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 4年 8月 4日（実査日）までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、監査対象の名東土木事務所において、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置が講じられたため、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 公印の使用手続について（行政運営事務）

現金出納員事務取扱要項によると、現金出納員印の使用管守等については、公印規則によるものとするとしてされており、公印規則では、公印を使用しようとする者は、原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得た後に公印使

用記録簿（以下「記録簿」という。）に必要事項を記載し、公印を押印しなければならないとされている。

現金出納員印の使用に係る手続について調査したところ、領収書に現金出納員印を押印するための記録簿が以前から作成されていなかった。

公印は、公務上作成された文書の真正性を明らかにするものであり、その使用管守等は厳正確実に行わなければならないものであることから、その必要性を十分に認識した上で、公印規則に基づき、記録簿を作成するとともに、現金出納員印の使用に際しては記録簿への記載を適正に行われたい。

なお、名東土木事務所においては、記録簿を作成し、現金出納員印の使用に際して記録簿への記載を行うよう事務手続を改めるとともに、現金出納員印の使用に係る適正な手続について所属内で周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

区役所の事務について、次表の課を対象として実施した。

区分	監査実施課名	実査日
熱田区	民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和 4年 9月 6日
守山区	民生子ども課、福祉課、保険年金課、志段味支所区民福祉課	令和 4年 9月28日、 9月29日
天白区	民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和 4年 8月25日

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から実査日までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 前渡金出納簿への登載及び符合確認について（支出事務）

名古屋市会計規則等によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合のうえ、その都度前渡金出納簿に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月 1回以上、前渡金出納簿と現在金との符合を確認することとされている。

また、前渡金出納簿への登載及び毎月 1回以上の符合確認については、財務会計総合システム（以下「システム」という。）に入力する方法により行うこととされている。

前渡金出納簿への登載及び符合確認の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 前渡金出納簿への登載について、前渡金の支払いの都度速やかに行わず、後日まとめて行っていた。 （天白区民生子ども課、天白区福祉課）

イ 前渡金の出納があったにもかかわらず、令和 4年 4月分以降、毎月 1回以上の符合確認が行われていなかった。 （天白区福祉課）

名古屋市会計規則等に基づき、前渡金出納簿への登載及び毎月 1回以上の符合確認を適正に行われたい。

(2) 前渡金の精算について（支出事務）

名古屋市会計規則等によると、前渡金受領者は、用務終了後10日以内に精算書を作成し、事業主管課の長に提出することとされている。

前渡金の精算の状況について調査したところ、実査日（令和 4年 8月25日）時点において未精算であったものが散見されたが、この中には最も古いもので用務終了日が令和 4年 4月のものであった。また、精算が行われていたものについても、用務終了後 2か月近く経過後に精算が行われているものが見受けられた。

名古屋市会計規則等に基づき、前渡金の精算を厳正に行われたい。

（天白区福祉課）

(3) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、システムに入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、払出しの都度決裁を行うとともに 1日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 補助簿による金券類等の管理について、払出しの都度決裁を行っていなかった。また、システムへの入力も 1日ごとに行うことなく、最長で金券類等の払出し後30日間にわたり行っていなかった。（志段味支所区民福祉課）

イ 現金書留用封筒96枚が、金券類等出納簿に登載されていなかった。

（天白区民生子ども課）

名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。

(4) 緊急援護資金の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護申請者等に対し、緊急的に援護が必要な場合に、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付け又は支給を行っている。

援護資金の貸付け又は支給を行ったときは、各区社会福祉協議会緊急援護事業実施要綱及び各区緊急援護事業実施要領に基づき、緊急援護資金出納簿（以下「出納簿」という。）に記載のうえ、査察指導員（保護係長、保護・子ども係長又は主査（生活保護担当））による確認を受けるとともに、貸付けの場合は個人別の出納簿にも記載することとされている。

また、区民生子ども課長及び支所区民福祉課長は、毎月 1回以上援護資金の執行状況及び残高について出納簿等の帳簿を確認するとともに、帳簿と現金を

照合することとされている。

援護資金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 個人別の出納簿が作成されていなかった。

(志段味支所区民福祉課、天白区民生子ども課)

イ 日々の出納の際には、下書き用の出納簿に記載し、月に一度清書のうえ、査察指導員による確認をまとめて受けており、日々の受払い及び残高の確認が行われていなかった。また、生活保護申請者等から援護資金の返還を受けた際の下書き用の出納簿への記載が漏れていたことにより、援護資金の残高との間に差異が生じていた。

(天白区民生子ども課)

ウ 毎月 1回以上の支所区民福祉課長による帳簿と現金との照合確認が行われていなかった。

(志段味支所区民福祉課)

上記の事例のうち天白区におけるア及びイ前段の事例については、平成29年9月11日に公表した区役所に対する監査結果においても、同区に対して同様の指摘をしたところである。

紛失や横領等が発生するリスクの高い事務であることを十分に認識し、各区緊急援護事業実施要領に基づき、援護資金の管理を厳正に行われたい。

(5) 重度障害者福祉タクシー利用券等の管理について（行政運営事務）

区福祉課では、重度障害者に対して、交付申請に基づき、重度障害者福祉タクシー利用券又は重度身体障害者リフト付タクシー利用券（以下「タクシー利用券」という。）を交付している。

タクシー利用券を交付する際には、名古屋市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱に基づき、タクシー利用券の受払いの状況を重度障害者福祉タクシー利用券受払簿（以下「タクシー利用券受払簿」という。）に記録することとされている。

タクシー利用券の管理状況について調査したところ、タクシー利用券受払簿の残数の記載が誤っていたことにより、現物の残数との間に差異が生じているものがあつた。

名古屋市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱に基づき、タクシー利用

券の管理を適正に行われたい。

(守山区福祉課)

(6) 福祉特別乗車券の管理について（行政運営事務）

支所区民福祉課では、障害者等に対して、交付申請に基づき、福祉特別乗車券を交付している。

福祉特別乗車券を交付する際には、名古屋市障害者等福祉特別乗車券要綱に基づき、福祉特別乗車券の受払いの状況を福祉特別乗車券受払簿（以下「受払簿」という。）に記録することとされている。

福祉特別乗車券の管理状況について調査したところ、福祉特別乗車券が納品された際の受払簿への受入記録が誤っていたことにより、現物の残数との間に差異が生じていた。

名古屋市障害者等福祉特別乗車券要綱に基づき、福祉特別乗車券の管理を適正に行われたい。

(志段味支所区民福祉課)

第6 意見

事務処理の執行に対する組織的な管理の徹底等について

今年度の区役所に対する抜き打ちの手法による監査は、昨年度までと同様に、紛失や横領等が発生するリスクが高く、過去の監査においても指摘が繰り返されている、現金・金券類等の出納保管事務などに着眼し実施した。今回の監査では、重大な事務処理誤りは見受けられなかったものの、過去の監査における指摘事項と同様の事例が守山区及び天白区において見受けられた。

これらの指摘事項は、事務処理の執行について、組織的なチェックの仕組みが機能していないことから発生したと考えられる。また、帳簿を作成していたものの、実際には在庫管理が適正に行われていなかったことに表れているように、事務処理の目的を意識できていないことが、組織的なチェックの仕組みが機能しない原因となっている。

このような状況が常態化すると、重大な事務処理誤りが生じるおそれがあることから、各区においては、個々の事務処理の目的を職員一人ひとりに浸透させ、事務処理の執行について、内部統制制度の有効な活用を含めて組織的なチェック、管理を徹底するよう努められたい。

また、区役所では各区で共通する事務を行っており、上記の取組を推進するに当たり、他区の指摘事項に対する措置状況や内部統制の取組内容について参考にすることは非常に有益であると考えられる。各区においては、他区の実例について積極的に情報収集を行い、他区と連携して事務処理の是正及び改善に向けた取組や実効性のある内部統制の運用に向けた取組を推進されたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋まちづくり公社

（事務所所在地：中区丸の内二丁目 1番36号）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 4 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 3年度（令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）に執行された公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「まちづくり公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、まちづくり公社に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、まちづくり公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 団体の概要等

1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体であるまちづくり公社は、昭和36年 7月にその前身

である財団法人名古屋市開発公社として設立された。その後、昭和48年 4月に財団法人名古屋都市整備公社に名称変更し、昭和61年 4月には財団法人名古屋市駐車場公社と、平成14年 4月には財団法人名古屋土地区画整理協会と統合し、平成22年 4月には財団法人名古屋都市センターと合併している。さらに、まちづくり公社は平成24年 4月に公益法人制度に基づく公益財団法人へ移行するとともに、現在の名称に変更し、現在に至っている。

まちづくり公社の基本財産は10億 1,000万円であり、全額本市の出えんである。

主な事業内容は、①まちづくりに関する調査及び研究、情報の収集及び提供並びに人材の育成及び交流に関する事業、②都市機能を有する施設の建設等による地域拠点の活性化に関する事業、③用地の取得及び売却その他の土地区画整理事業の促進及び支援によるまちづくりに関する事業、④歴史的建造物の保存及び活用の推進に関する事業等の公益目的事業、⑤不動産貸付等に関する事業の収益事業である。

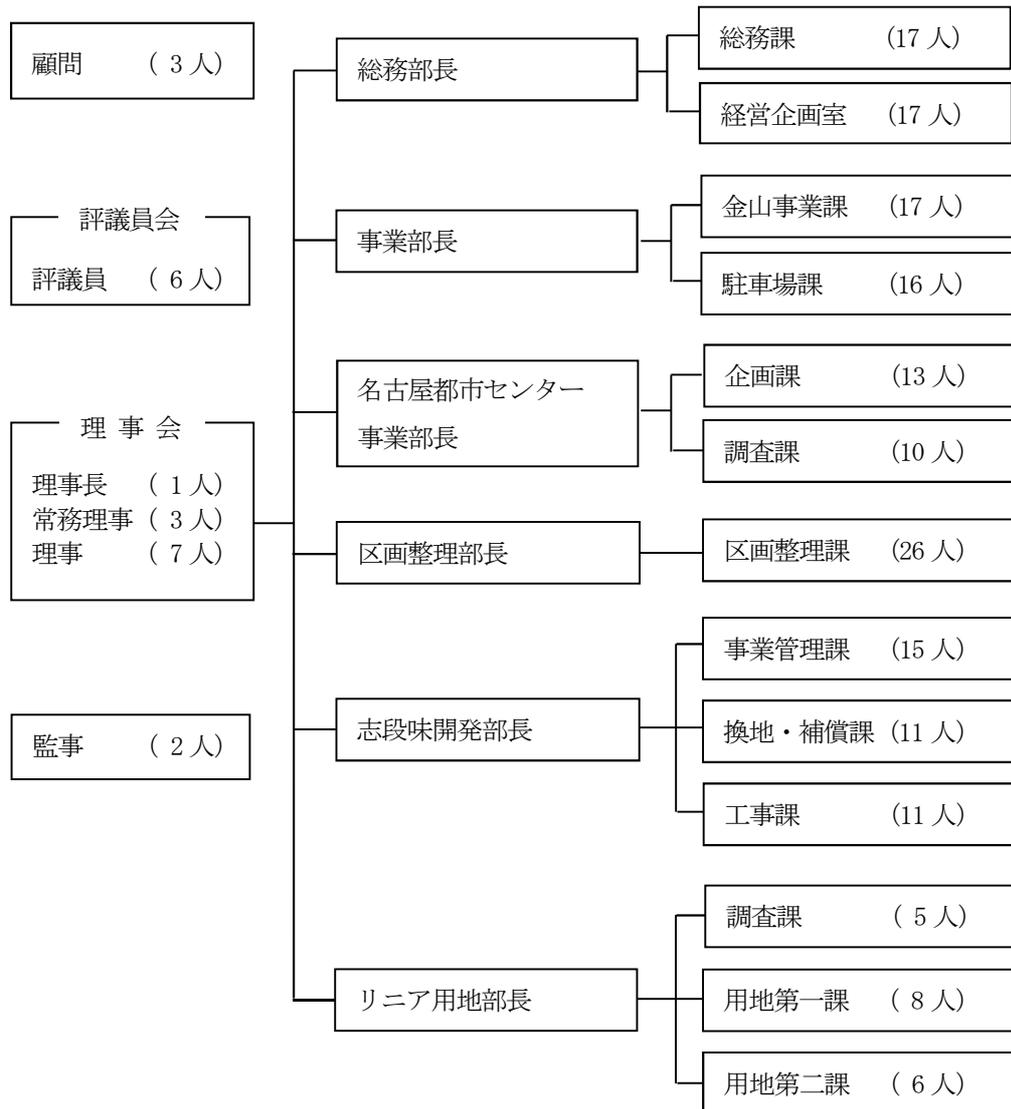
これらの事業を運営するため、顧問、評議員会、理事会及び監事が置かれており、職員数は 178人（嘱託員52人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

また、令和 3年度において、本市はまちづくり公社に対して、名古屋都市センター事業及び組合土地区画整理事業等に対する補助金として 1億 4,702万円を交付しているほか、本市からまちづくり公社に貸し付けた、金山駅南駐車場建設資金貸付金の残高が11億 3,336万円となっている。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(令和 4年 3月31日現在)



2 事業状況

(1) 公益目的事業

ア まちづくりに関する調査及び研究、情報の収集及び提供並びに人材の育成及び交流に関する事業

名古屋のまちづくりや都市計画行政の新たな課題を先取りし、その解決の糸口を提示するため、学識者、行政等とともに幅広い視点から調査及び研究を実施し、基礎データの収集や課題の分析及び助言等を行っている。

また、市民のまちづくりに対する関心を高めるとともに、理解を深めるため、まちづくり広場（まちづくりに関する常設・企画展示コーナー）やまち

づくりライブラリー（まちづくりに特化した専門図書館）の運営を行うとともに、機関誌「アーバン・アドバンス」及び広報紙「ニューズレター」の発行、Webサイト「まちづくり資料総合案内」による情報提供を行っている。

その他、市民のまちづくりへの関心を喚起し、人材を育成し、交流の機会を設けるとともに、地域のまちづくりに取り組む担い手を育てることを目的として、市民を対象としたまちづくり講演会や養成講座等を開催している。

イ 都市機能を有する施設の建設等による地域拠点の活性化に関する事業

地域拠点の活性化を図る事業として、美術館棟、名古屋都市センター、ホテル及び金山駅南駐車場（収容台数 368台）から構成される金山南ビルを建設し、美術館棟及び都市センター部分を本市に譲渡し、ホテル床の賃貸業務、駐車場の管理運営及びビル共用部の管理業務を行っている。

また、金山総合駅北口の本市所有地に広場と商業施設が一体となったアスナル金山及びアスナル金山駐車場を建設し、その管理運営を行っている。さらに、本市からの委託を受け金山総合駅連絡通路橋の維持管理業務を行っている。

加えて、金山地区において名古屋市や地域と連携したまちづくりを推進するため、「金山地区まちづくりビジョン」を策定するとともに、名古屋市より都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定を令和 4年 3月に受けたところである。

ウ 用地の取得及び売却その他の土地区画整理事業の促進及び支援によるまちづくりに関する事業

名古屋市が施行する土地区画整理事業について、事業の円滑な推進に必要な移転促進用地の取得及び処分を行っている。

また、土地区画整理組合の行う土地区画整理事業を促進・支援するため、令和 3年度は 4組合から運営事務を受託し、一般事務や換地設計、工事等の設計、監理や補償業務などを行っている。

エ 歴史的建造物の保存及び活用の推進に関する事業

景観法（平成16年法律第 110号）に基づき、本市から良好な景観の形成に関する業務を行う団体である景観整備機構に指定され、本市の歴史的遺産である旧春田鉄次郎邸や旧豊田佐助邸の保存・活用業務を行っているほか、市所有の国登録有形文化財である旧加藤商会ビルを本市から借り受け、建物保全に努めるとともに店舗として活用している。

(2) 収益事業

不動産貸付等に関する事業

まちづくり公社が所有するNUP伏見ビル及びNUP・フジサワ丸の内ビルを事務所又は店舗として賃貸している。また、まちづくり公社の保有土地等を活用して直営駐車場を経営している。これらの事業の経営状況の推移は表 1のとおりである。

表 1 主な収益事業の経営状況の推移

区 分		令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
事務所 ビル	入居率	100%	100%	100%
	入居面積	6,630㎡	6,630㎡	6,630㎡
	収入金額	260百万円	260百万円	280百万円
月 極 駐車場	利用率	88.2%	87.1%	87.7%
	収容台数	2,485台	2,477台	2,465台
	収入金額	271百万円	265百万円	271百万円

3 決算状況

令和 2年度及び令和 3年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、表 2及び表 3のとおりである。

表 2 比較正味財産増減計算書

令和 2年度 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
 令和 3年度 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	4,961	5,245	△ 284	94.6
特定資産運用益	6,155	6,319	△ 163	97.4
受取会費	1,945	1,945	—	100
事業収益	4,801,258	4,668,386	132,872	102.8
受取補助金等	164,195	190,194	△ 25,999	86.3
受取寄付金	7,719	4,676	3,042	165.1
雑収益	43,795	117,371	△ 73,576	37.3
経常収益計	5,030,029	4,994,138	35,891	100.7
(2) 経常費用				
事業費	4,686,022	4,813,779	△ 127,757	97.3
管理費	18,911	18,609	302	101.6
経常費用計	4,704,934	4,832,388	△ 127,454	97.4
評価損益等調整前当期経常増減額	325,095	161,750	163,345	201.0
評価損益等計	△ 17,825	△ 3,688	△ 14,137	483.3
当期経常増減額	307,270	158,062	149,208	194.4
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	25,731	—	25,731	皆増
経常外収益計	25,731	—	25,731	皆増
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	14,974	11,352	3,621	131.9
雑損失	—	12,348	△ 12,348	皆減
経常外費用計	14,974	23,700	△ 8,726	63.2
当期経常外増減額	10,756	△ 23,700	34,457	—
税引前当期一般正味財産増減額	318,027	134,361	183,665	236.7
法人税、住民税及び事業税	30,848	24,741	6,107	124.7
当期一般正味財産増減額	287,178	109,620	177,558	262.0
一般正味財産期首残高	10,547,071	10,437,451	109,620	101.1
一般正味財産期末残高	10,834,250	10,547,071	287,178	102.7
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金	6,494	409	6,084	1,585.0
受取寄付金	10,102	10,500	△ 397	96.2
一般正味財産への振替額	△ 31,389	△ 25,838	△ 5,550	121.5
当期指定正味財産増減額	△ 14,791	△ 14,928	136	99.1
指定正味財産期首残高	1,446,384	1,461,312	△ 14,928	99.0
指定正味財産期末残高	1,431,592	1,446,384	△ 14,791	99.0
III 正味財産期末残高	12,265,842	11,993,456	272,386	102.3

表 3 比較貸借対照表

令和 2年度 令和 3年 3月31日現在
 令和 3年度 令和 4年 3月31日現在

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	879,660	305,891	573,768	287.6
未収入金	838,835	510,494	328,340	164.3
未収消費税	—	73,336	△ 73,336	皆減
有価証券	76,829	306,384	△ 229,555	25.1
前払費用	9,653	31,640	△ 21,987	30.5
土地	1,552,847	1,555,370	△ 2,523	99.8
その他流動資産	116,292	7,953	108,339	1,462.2
流動資産合計	3,474,119	2,791,073	683,045	124.5
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	10,000	10,000	—	100
投資有価証券	1,000,000	1,000,000	—	100
基本財産合計	1,010,000	1,010,000	—	100
(2) 特定資産				
建物	1,302,545	1,374,632	△ 72,087	94.8
建物附属設備	10,838	8,863	1,974	122.3
器具備品	5,007	7,246	△ 2,238	69.1
少額有形固定資産	310	1,108	△ 798	28.0
無形固定資産	—	29	△ 29	皆減
退職給付引当資産	283,544	268,275	15,268	105.7
諸準備積立資産	1,442,460	1,598,000	△ 155,540	90.3
修繕積立資産	382,245	334,760	47,484	114.2
建物撤去費用積立資金	441,061	342,272	98,789	128.9
修繕費用積立資金	2,795,592	2,605,186	190,406	107.3
計画修繕資産取得資金	1,137,765	1,122,609	15,155	101.4
施設整備等積立金	41,788	41,788	—	100
なごや歴史まちづくり基金	200	4,269	△ 4,068	4.7
まちづくり基金	138,790	138,789	0	100.0
中川運河再生資金	20,594	18,051	2,542	114.1
特定資産合計	8,002,744	7,865,885	136,859	101.7
(3) その他固定資産				
土地	470,855	524,968	△ 54,113	89.7
建物	3,586,563	3,464,877	121,685	103.5
建物附属設備	773,495	823,866	△ 50,371	93.9
構築物	105,451	121,262	△ 15,810	87.0
機械装置	25,747	32,737	△ 6,989	78.6
器具備品	47,774	60,130	△ 12,356	79.5
少額有形固定資産	2,540	2,853	△ 312	89.1
リース資産	1,868	7,809	△ 5,940	23.9
建設仮勘定	—	66,468	△ 66,468	皆減

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
電話加入権	3,436	3,436	—	100
無形固定資産	23,378	31,443	△ 8,065	74.4
差入敷金・保証金	39,690	47,190	△ 7,500	84.1
営業保証金	10,000	10,000	—	100
その他の資産	8,098	8,098	—	100
その他固定資産合計	5,098,900	5,205,142	△ 106,242	98.0
固定資産合計	14,111,644	14,081,027	30,617	100.2
資産合計	17,585,763	16,872,101	713,662	104.2
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払費用	946,808	513,538	433,269	184.4
未払消費税等	121,090	—	121,090	皆増
未払法人税等	30,848	24,741	6,107	124.7
前受金	161,921	156,485	5,435	103.5
賞与引当金	55,808	73,040	△ 17,232	76.4
預り金	89,181	118,665	△ 29,483	75.2
1年以内返済予定の長期借入金	406,529	544,829	△ 138,300	74.6
リース資産債務	1,868	5,940	△ 4,071	31.5
その他の流動負債	4,525	5,402	△ 876	83.8
流動負債合計	1,818,582	1,442,642	375,939	126.1
2. 固定負債				
長期借入金	1,032,931	1,439,460	△ 406,529	71.8
受入敷金・保証金	1,228,885	1,216,257	12,627	101.0
退職給付引当金	283,544	268,275	15,268	105.7
リース債務	—	1,868	△ 1,868	皆減
資産除去債務	955,976	510,139	445,837	187.4
固定負債合計	3,501,338	3,436,001	65,336	101.9
負債合計	5,319,921	4,878,644	441,276	109.0
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
名古屋市出えん金	1,010,000	1,010,000	—	100
寄付金	27,036	24,686	2,349	109.5
補助金	394,556	407,560	△ 13,004	96.8
受贈資産	0	262	△ 262	0.0
拠出金	—	3,875	△ 3,875	皆減
指定正味財産合計	1,431,592	1,446,384	△ 14,791	99.0
(うち基本財産への充当額)	(1,010,000)	(1,010,000)	(—)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(421,592)	(436,384)	(△ 14,791)	(96.6)
2. 一般正味財産	10,834,250	10,547,071	287,178	102.7
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(7,297,607)	(7,161,225)	(136,382)	(101.9)
正味財産合計	12,265,842	11,993,456	272,386	102.3
負債及び正味財産合計	17,585,763	16,872,101	713,662	104.2

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

所管局においては、まちづくり公社に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 労使協定に基づく時間外労働の上限の超過について（その他事務）

まちづくり公社では、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき締結している労使協定において、特別な理由がある場合には1か月につき80時間まで法定労働時間を超える時間外労働をさせることができる旨を定めている。

令和3年度の時間外労働の実績を確認したところ、労使協定で定める上限を超過している職員が1名見受けられた。

平成31年2月19日に公表したまちづくり公社に対する監査結果においても、労使協定に基づく時間外労働の上限を超過している職員が散見されるとの指摘がなされているところである。

まちづくり公社においては、一定の改善が見られているものの、特定の職員に業務を偏らせないよう業務の配分を見直すなど、日々の勤怠や時間外労働の管理を徹底されたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

若宮大通駐車場株式会社

（事務所所在地：中区大須三丁目 6番10号先）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 経営健全化に向けた取組は適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として第31期（令和 3年 2月 1日から令和 4年 1月31日まで）に執行された若宮大通駐車場株式会社（以下「若宮駐車場」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、若宮駐車場に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、若宮駐車場に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 団体の概要等

1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である若宮駐車場は、若宮大通周辺区域の駐車場不足に対応して、地元商店街等の活性化及び道路交通の円滑化を図るため、若宮大

通の地下に駐車場（以下「若宮パーク」という。）を建設し、その管理運営を図る目的で平成 3年 6月に設立され、平成 6年 4月に開業した。その後、平成14年の無償減資、平成15年の増資を経て、資本金は10億 6,300万円となっており、そのうち本市の出資額は 6億 200万円である。

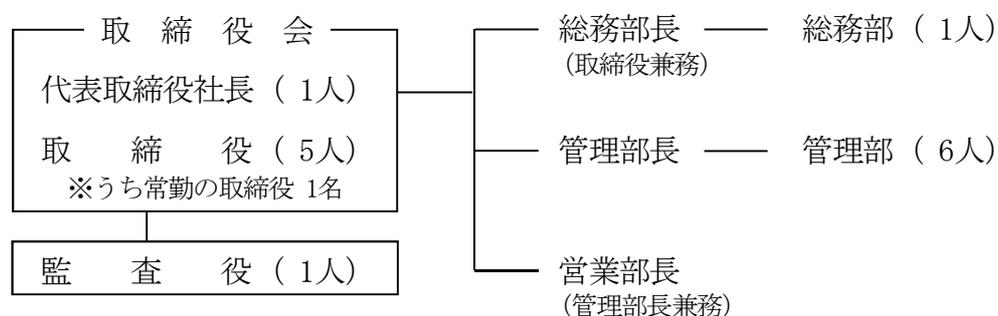
主な事業内容は、若宮パークの経営である。

この事業を運営するため、取締役会 6人及び監査役 1人が置かれており、従業員数は嘱託員 8人（取締役が兼務する総務部長を除く。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(令和 4年 1月31日現在)



2 事業状況

若宮パークの総利用台数及び料金収入状況の推移は表 1のとおりである。

表 1 総利用台数及び料金収入状況の推移

第29期 平成31年 2月 1日～令和 2年 1月31日

第30期 令和 2年 2月 1日～令和 3年 1月31日

第31期 令和 3年 2月 1日～令和 4年 1月31日

区 分	第29期	第30期	第31期
収 容 台 数	450台	450台	450台
総利用台数	151,426台	113,028台	128,778台
料 金 収 入 (税込) (A)	210,552千円	167,998千円	186,434千円
年 間 最 大 料 金 収 入 (理論値) (B)	2,234,088千円	2,292,624千円	2,286,360千円
利 用 率 (A/B×100)	9.4%	7.3%	8.2%

(注) 年間最大料金収入(理論値)は、収容台数の全てが、営業日数の全日において昼間料金30分あたり 290円(消費税率改定前の令和元年 9月までは 280円)で利用された場合の料金収入である。

3 決算状況

第30期及び第31期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、表 2及び表 3のとおりである。

表 2 比較損益計算書

第30期 令和 2年 2月 1日～令和 3年 1月31日

第31期 令和 3年 2月 1日～令和 4年 1月31日

科目	第31期	第30期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
売上高	181,093	155,211	25,882	116.7
販売費及び一般管理費	176,243	188,306	△ 12,063	93.6
営業利益	4,850	△ 33,094	37,945	—
営業外収益	1,040	1,114	△ 74	93.3
受取利息	0	0	0	203.4
雑収入	1,039	1,113	△ 74	93.3
営業外費用	14,180	14,435	△ 254	98.2
支払利息	14,180	14,423	△ 243	98.3
雑損失	0	11	△ 10	4.4
経常利益	△ 8,290	△ 46,415	38,125	17.9
税引前当期純利益	△ 8,290	△ 46,415	38,125	17.9
法人税、住民税及び事業税	977	977	—	100
法人税等調整額	—	1,947	△ 1,947	皆減
当期純利益	△ 9,267	△ 49,339	40,072	18.8

表 3 比較貸借対照表

第30期 令和 3年 1月31日現在
 第31期 令和 4年 1月31日現在

科目	第31期	第30期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	119,838	93,186	26,652	128.6
売掛金	1,042	1,045	△ 3	99.7
未収入金	78	41	36	189.7
貯蔵品	150	377	△ 227	39.7
前払費用	1,198	124	1,074	962.2
その他	0	213	△ 212	0.3
流動資産合計	122,308	94,989	27,319	128.8
固定資産				
有形固定資産				
建物	2,719,146	2,771,538	△ 52,392	98.1
構築物	8,002	8,806	△ 803	90.9
機械装置	2,496	3,060	△ 563	81.6
什器備品	4,123	398	3,725	1,036.0
リース資産	18,353	22,929	△ 4,575	80.0
有形固定資産合計	2,752,122	2,806,731	△ 54,609	98.1
無形固定資産				
電話加入権	150	150	—	100
無形固定資産合計	150	150	—	100
投資その他の資産				
積立保証金	4,720	4,654	65	101.4
投資その他の資産合計	4,720	4,654	65	101.4
固定資産合計	2,756,993	2,811,536	△ 54,543	98.1
資産合計	2,879,301	2,906,525	△ 27,223	99.1
負債の部				
流動負債				
短期借入金	949,435	956,992	△ 7,557	99.2
1年以内返済予定の 長期借入金	1,085,993	1,094,637	△ 8,644	99.2

科目	第31期	第30期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
1年以内返済予定のリース債務	4,941	4,941	—	100
未払金	7,114	8,081	△ 966	88.0
未払法人税等	4,118	2,688	1,430	153.2
未払消費税等	4,403	2,227	2,175	197.7
預り金	370	361	9	102.5
前受金	1,650	1,113	536	148.2
流動負債合計	2,058,026	2,071,042	△ 13,015	99.4
固定負債				
リース債務	14,880	19,821	△ 4,941	75.1
固定負債合計	14,880	19,821	△ 4,941	75.1
負債合計	2,072,906	2,090,863	△ 17,956	99.1
純資産の部				
株主資本				
資本金	1,063,000	1,063,000	—	100
利益剰余金				
繰越利益剰余金	△ 256,605	△ 247,337	△ 9,267	103.7
利益剰余金合計	△ 256,605	△ 247,337	△ 9,267	103.7
株主資本合計	806,394	815,662	△ 9,267	98.9
純資産合計	806,394	815,662	△ 9,267	98.9
負債及び純資産合計	2,879,301	2,906,525	△ 27,223	99.1

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 意見

経営健全化方針に基づく若宮駐車場への指導・監督等について

若宮駐車場については、平成31年 2月に経営健全化方針を策定し、経営健全化に向けた取組を行っているところである。若宮駐車場の経営状況については、顧客サービスの実施、近隣の店舗及びマンション等に対する営業活動による収益向上に取り組むなど、不断の経営努力により第27期及び第28期は純利益を計上したものの、第29期以降は、新型コロナウイルス感染症等の影響により純損失を計上している（表 4を参照）。純損失の計上が続くと、本市の出資金についても毀損する可能性がある。

所管局である住宅都市局においては、経営健全化方針に基づき、経営改善に向けた若宮駐車場の取組が着実に実施されるよう進捗状況を継続的に把握し、必要な指導・監督を行われたい。

また、若宮パークの直上に名古屋高速道路の栄出口が設置されることが予定されており、今後、その建設工事に伴い若宮パークの利用に一部制限が生じるなど、事業運営への影響が懸念される。所管局である住宅都市局においては、若宮駐車場の経営に与える影響を考慮し、適切な調整を行われたい。

表 4 若宮駐車場の当期純利益及び繰越利益剰余金等の推移

	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純利益	4	4	△ 19	△ 49	△ 9
資本金	1,063	1,063	1,063	1,063	1,063
繰越利益剰余金	△ 183	△ 178	△ 197	△ 247	△ 256
純資産合計	879	884	865	815	806

(注) 純利益以外の指標は各期の末日時点の数値である。また、百万円未満の端数を切り捨てた。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

栄公園振興株式会社

（事務所所在地：東区東桜一丁目11番 1号）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として第28期（令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）に執行された栄公園振興株式会社（以下「栄公園振興」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、栄公園振興に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、栄公園振興に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 団体の概要等

1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である栄公園振興は、栄公園地区（広場ゾーン）の整備及び管理運営を目的として、平成 6年 9月に設立された。

栄公園振興の資本金は15億円であり、そのうち本市の出資額は 7億 8,750万円である。

主な事業内容は、①公園施設の企画、設計、施工及び管理並びに地方公共団体から委託を受けた施設の管理、②地方公共団体から委託を受けた交通施設及び建物の管理、③不動産の賃貸借、経営委託及び管理、④催事の企画及び運営である。

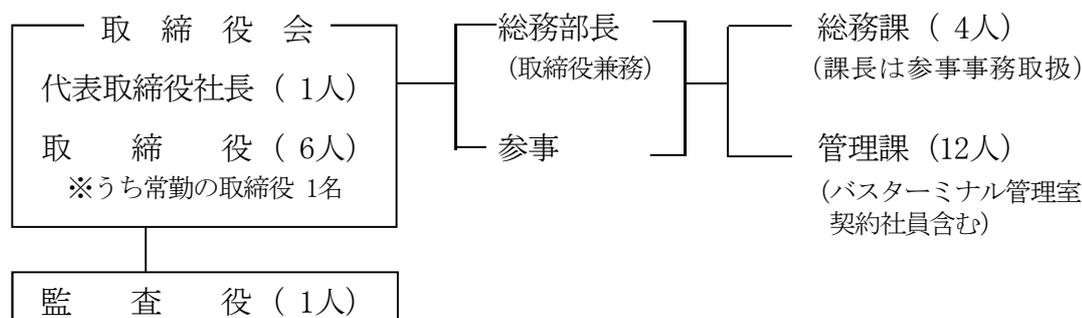
これらの事業を運営するため、取締役会及び監査役が置かれており、従業員数は17人（取締役が兼務する総務部長を除く。嘱託員 7人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和 3年度において、本市は栄公園振興に対して、公の施設である久屋大通公園の公園施設の一部及び名古屋市栄バスターミナルの指定管理料として 1億 8,022万円を支出している。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(令和 4年 3月31日現在)



2 事業状況

(1) 不動産の賃貸及び管理

オアシス21の地下店舗を賃貸しており、各期末の賃貸店舗数の推移は表 1のとおりである。

表 1 賃貸店舗数（各期末）の推移

第26期 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日
 第27期 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
 第28期 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

区分	第26期	第27期	第28期
物販	12店	13店	13店
サービス	3店	1店	2店
飲食	15店	14店	15店
計	30店	28店	30店
入居率	100%	93.3%	100%

(注) 入居率：賃貸区画数／総区画数

(2) 催事の企画

地下の「銀河の広場」では、施設の特徴を最大限に活かしたスポーツ、音楽、娯楽等のイベントを開催し、都心の賑わいの創出を図っている。各期のイベント開催日数等の推移は、表 2のとおりである。

表 2 イベント開催日数等の推移

第26期 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日
 第27期 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
 第28期 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

区分	第26期	第27期	第28期
開催日数	236日	122日	156日
利用率	64.5%	33.4%	42.7%

(注) 利用率：開催日数／暦日数

3 決算状況

第27期及び第28期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、表 3及び表 4のとおりである。

表 3 比較損益計算書

第27期 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日

第28期 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

科目	第28期	第27期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
売上高	749,302	691,597	57,705	108.3
売上原価	621,566	664,892	△ 43,326	93.5
売上総利益	127,735	26,704	101,031	478.3
販売費及び一般管理費	91,137	87,956	3,180	103.6
営業利益	36,598	△ 61,252	97,850	—
営業外収益	29,071	1,491	27,580	1,949.1
有価証券利息	1,253	1,379	△ 125	90.9
雑収入	27,817	111	27,706	24,884.9
営業外費用	3,592	34,399	△ 30,807	10.4
雑損失	3,592	34,399	△ 30,807	10.4
経常利益	62,078	△ 94,160	156,238	—
特別損失	8,226	—	8,226	皆増
固定資産除却損	8,226	—	8,226	皆増
税引前当期純利益	53,851	△ 94,160	148,011	—
法人税、住民税及び事業税	10,507	977	9,529	1,075.4
法人税等調整額	6,882	△ 28,795	35,678	—
当期純利益	36,461	△ 66,342	102,803	—

表 4 比較貸借対照表

第27期 令和 3年 3月31日現在

第28期 令和 4年 3月31日現在

科目	第28期	第27期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	782,470	672,514	109,956	116.4
営業未収入金	32,679	53,265	△ 20,586	61.4
有価証券	300,000	300,000	—	100
立替金	336,398	162,852	173,545	206.6
前払費用	2,628	2,506	122	104.9
未収還付法人税等	—	9,677	△ 9,677	皆減
未収還付消費税等	—	11,859	△ 11,859	皆減
その他	371	371	—	100
流動資産合計	1,454,548	1,213,047	241,500	119.9
固定資産				
有形固定資産				
建物	925,236	916,364	8,872	101.0
構築物	397	483	△ 86	82.2
機械装置	752	987	△ 235	76.2
器具備品	17,344	17,647	△ 303	98.3
建設仮勘定	—	101	△ 101	皆減
有形固定資産合計	943,730	935,583	8,146	100.9
無形固定資産				
電話加入権	288	288	—	100
無形固定資産合計	288	288	—	100
投資その他の資産				
投資有価証券	200,000	200,000	—	100
長期前払費用	181,457	231,958	△ 50,501	78.2
長期未収入金	22,500	22,500	—	100
繰延税金資産	35,229	42,112	△ 6,882	83.7
貸倒引当金	△ 22,500	△ 22,500	—	100
投資その他の資産合計	416,687	474,071	△ 57,384	87.9
固定資産合計	1,360,705	1,409,942	△ 49,237	96.5
資産合計	2,815,253	2,622,990	192,263	107.3

科目	第28期	第27期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
負債の部				
流動負債				
未払金	475,497	369,140	106,357	128.8
未払法人税等	15,643	—	15,643	皆増
未払消費税等	15,199	—	15,199	皆増
賞与引当金	5,924	5,625	299	105.3
その他	9,847	2,376	7,471	414.5
流動負債合計	522,113	377,142	144,970	138.4
固定負債				
長期預り敷金	302,329	292,882	9,447	103.2
退職給付引当金	32,256	28,759	3,496	112.2
その他	—	2,112	△ 2,112	皆減
固定負債合計	334,585	323,755	10,830	103.3
負債合計	856,699	700,897	155,801	122.2
純資産の部				
株主資本				
資本金	1,500,000	1,500,000	—	100
利益剰余金				
その他利益剰余金	458,554	422,092	36,461	108.6
繰越利益剰余金	458,554	422,092	36,461	108.6
利益剰余金合計	458,554	422,092	36,461	108.6
株主資本合計	1,958,554	1,922,092	36,461	101.9
純資産合計	1,958,554	1,922,092	36,461	101.9
負債及び純資産合計	2,815,253	2,622,990	192,263	107.3

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。